

引越しワンストップサービス

マイナポータルを通じたオンラインによる
転出届・転入予約の実現に向けた取り組みについて

2022年5月20日

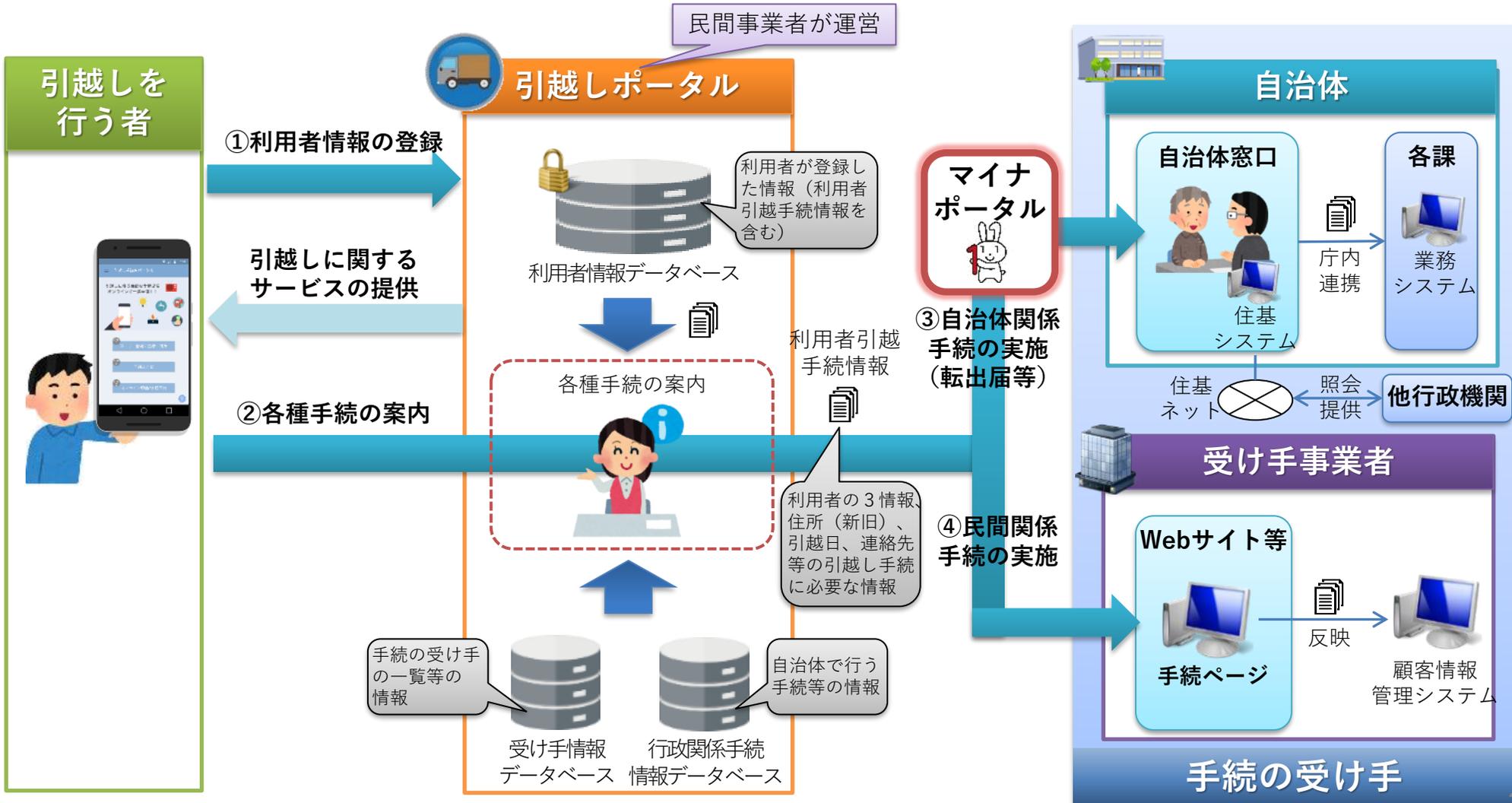
デジタル庁

国民向けサービスグループ

マイナンバーカード・ワンストップサービス（OSS）班

引越しワンストップサービス全体像

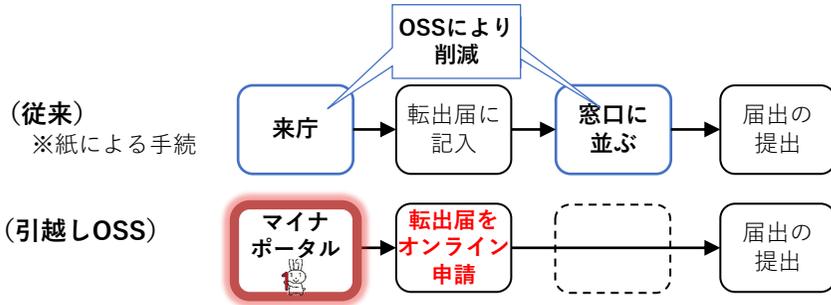
○引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しに関する一連のサービスを受けながら、**行政機関（自治体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるよう**、これらの手続の窓口となる**オンラインサービスとして引越しポータルサイトを民間事業者が運営**する。



引越しワンストップサービス導入効果

1. 転出時の手続

(1) 住民への効果：来庁が不要



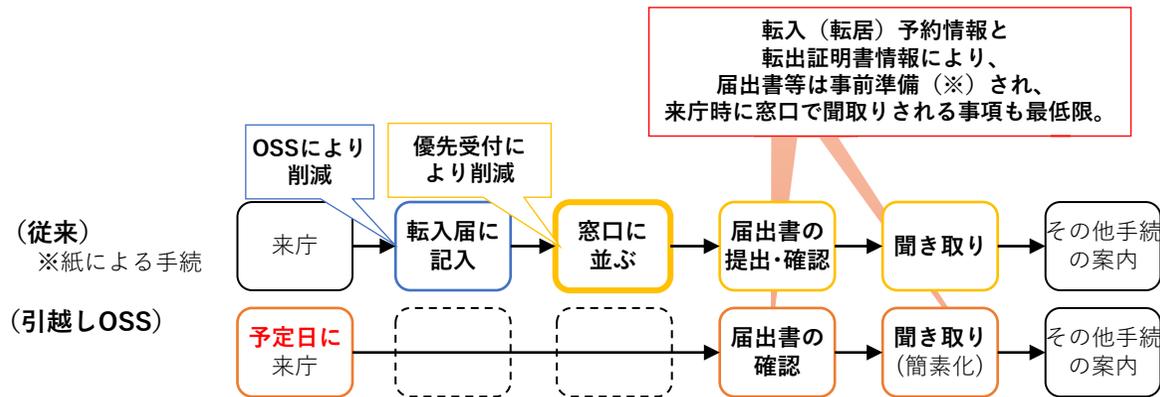
(2) 転出元自治体にとっての効果

(+) 転出届がオンライン申請されることで、窓口の負担軽減と事務効率化

(-) 転出届を窓口で提出するパターンとオンライン申請するパターン、両方の事務フローを自治体内で検討し、運用する必要がある。

2. 転入時の手続

(1) 住民への効果：手続きに係る時間が短縮



(2) 転入先自治体にとっての効果

(+) 事前に住民の情報が分かることにより、来庁時の窓口対応時間を短縮できる効果

(+) 転出証明書情報等をもとに事前準備をしておくことで、計画的に事務処理できる効果

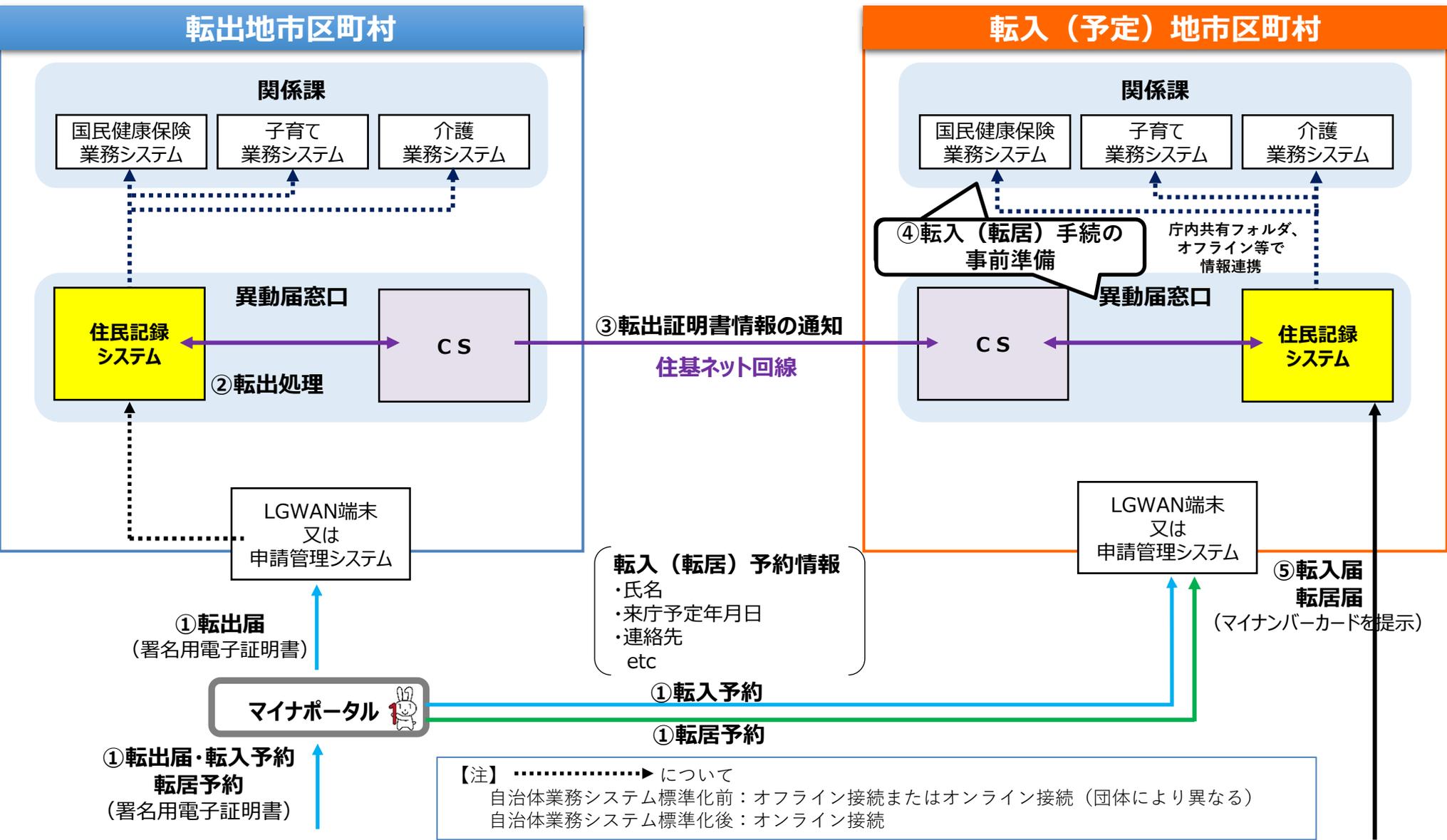
(-) 転入(転居)予約した住民に対する案内体制を検討する必要がある。

(-) 住民が予定通り来庁しなかった場合、事前準備が空振りになる可能性有。

※転入地市区町村での事前準備(想定)

- ・転出証明書情報等に基づき、新住所の確認や補正を行い、住基システムに仮入力
- ・住民異動届へのプレプリントが可能な場合はプレプリントして事前準備
- ・転出証明書情報等を関係課に事前に情報連携
- ・関係課から住民来庁時に聴取・案内する事項又は配布資料等を確認・受領
- ・来庁者の来庁日程を管理し、転入(転居)予約をした住民を優先的に案内する。

R4年度 引越しワンストップサービス開始時のシステム概要(全体像)



引越しを行う者 (マイナンバーカードの交付を受けている者)

R4年度 引越しワンストップサービス開始時に出来ること

【届出】

- 申請者はマイナポータルでの引越しワンストップアプリケーションで引越しに関する情報を入力すると、転出届・転入予約情報及び転居予約情報をオンライン申請でき、転出地・転入地及び転居地で必要な手続、持ちもの等の情報を入力できる

【届出受付】

- オンライン申請された転出届が転出地市区町村のマイナポータルの申請管理機能へ送達され、オフラインまたはオンラインで住民記録システムへ取込を行う
- オンライン申請された転入予約情報が転入（予定）地市区町村のマイナポータル申請管理機能へ送達される
- オンライン申請された転居予約情報が転居（予定）地市区町村のマイナポータル申請管理機能へ送達される
- 転出届、転入予約情報及び転居予約情報は必要に応じて関係課に庁内共有フォルダ、オフライン等で情報連携される

【届出処理】

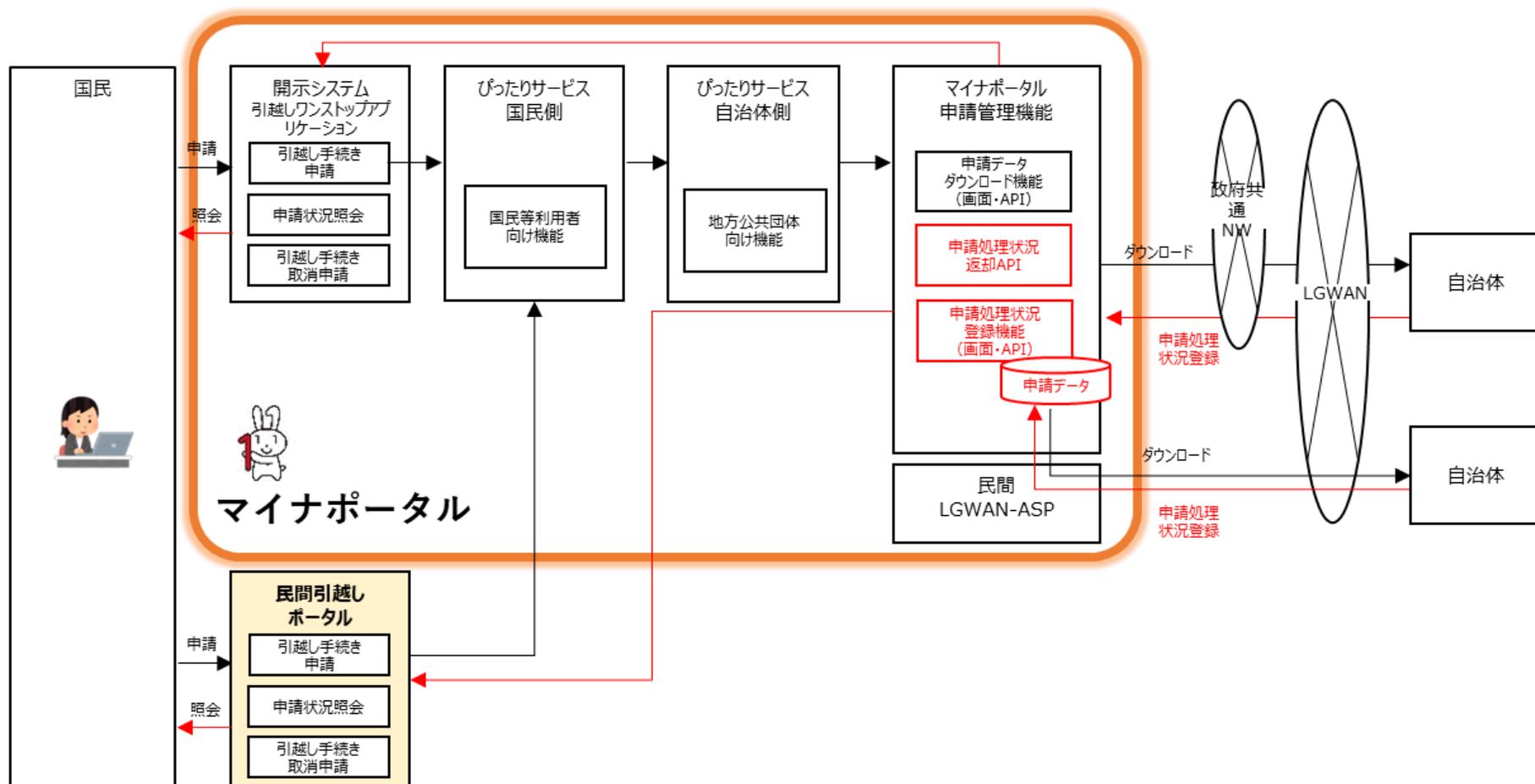
- 転出自治体の住民課及び関係課は、オンライン申請された転出届に基づき、転出に係る各種処理を行う
- 転出自治体の住民課は、一部転出+世帯主引越しの場合、オンライン申請された転出届に基づき、現居に残った世帯員の世帯主および続柄を修正する
- 転入自治体の住民課及び関係課は、CSから届く転出証明書情報とマイナポータルから届く転入予約情報をもとに、転入処理に向けた事前準備を行う
- 申請者は、申請した転出届・転入予約情報及び転居予約情報の自治体における処理状況を随時確認できる

【届出取消】

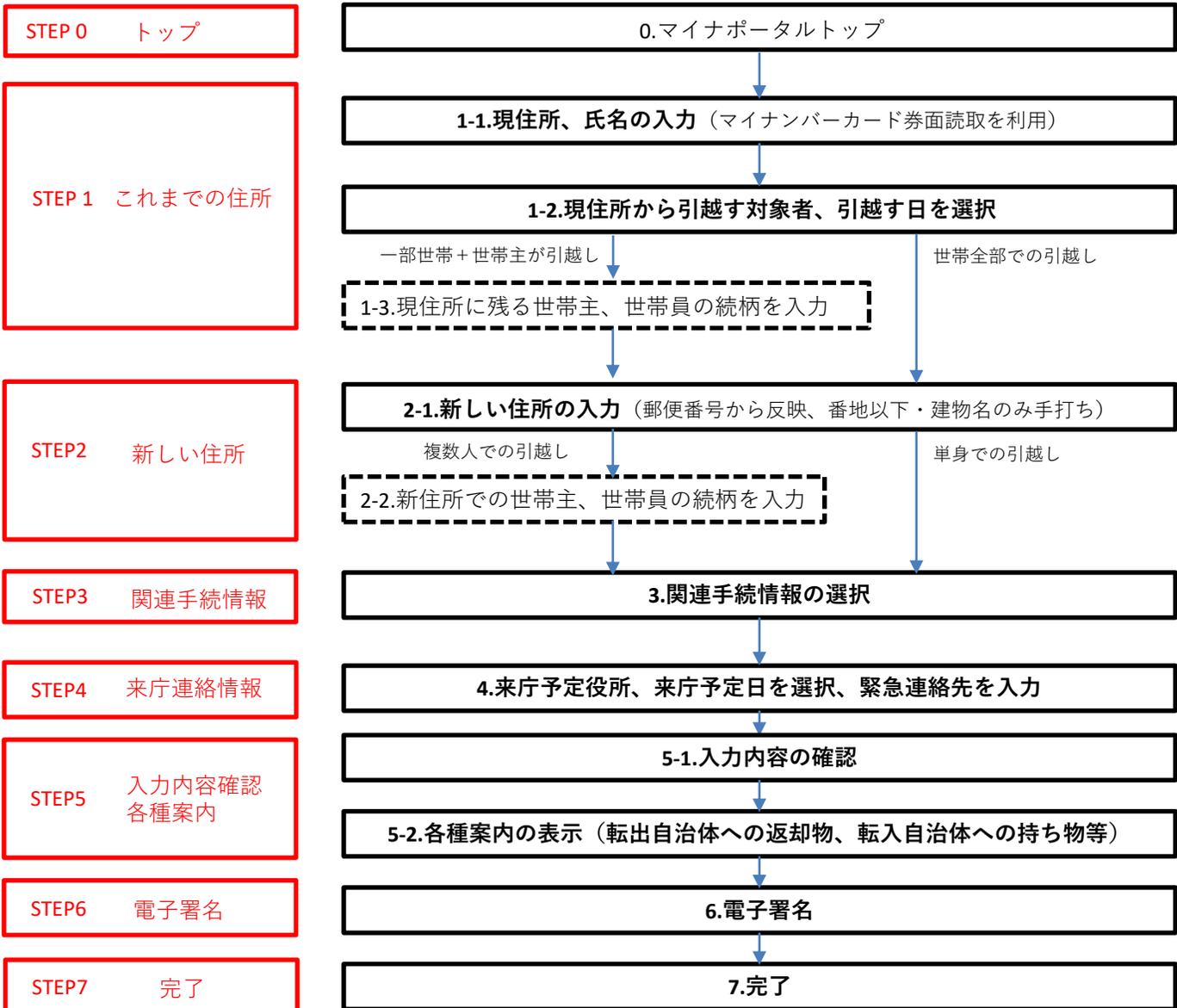
- 申請者は申請した転出届・転入予約及び転居予約を一定の条件下において、オンライン上で取消申請が可能となる
- マイナポータル申請管理機能へ送達された取消申請を元に、転出地の市区町村は転出届の届出の取消対応、転入（予定）地あるいは転居予定地の市区町村は、転出証明書情報と転入予約情報又は転居予約情報を元にした住民記録システムへの事前入力内容の取消等を行う

マイナポータル及び民間引越しポータルからの申請受付

- 国民はマイナポータル、または民間引越しポータルのいずれかを選択して引越しに伴う手続きを行う
- 自治体はマイナポータル、民間引越しポータルいずれからの申請も、マイナポータル申請管理機能で統合的に取り扱える
- R4年度のサービス開始に向け、デジタル庁からマイナポータルUI/UX α版（API資料含む）を民間事業者にも情報提供し、民間事業者が主体的に各引越しポータルサイトの開発を進める。



引越しワンストップアプリケーション 申請フロー



(太字 : 全ユーザーが通る導線)

引越しワンストップアプリケーション 申請イメージ(単身での転出届・転入予約)

- 1-1. 現住所・氏名の入力 (マイナンバーカード券面読取)
- 1-2. 現住所から引越す対象者、引越す日を選択
- 2-1. 新しい住所の入力
3. 関連手続情報の選択
4. 来庁連絡情報の選択、入力
5. 入力内容確認、各種案内の表示
6. 電子署名

1-1. 現住所・氏名の入力

1 2 3 4 5

あなたの姓名、これまでの住所が正しいことを確認してください

姓名
山田 太郎

郵便番号
123-4567

住所
東京都渋谷区渋谷北町1-2-3日本マンション401

次へ

間違っている

1-2. 現住所から引越す対象者、引越す日を選択

1 2 3 4 5

これまでの住所から引越すかたを選択してください

代理人は申請できません
あなたご自身および住民票上で同一世帯人のかたの申請ができます。別居されているかたの代理人による申請はできません。

住民票に名前がある人全員が引越しますか

全員が引越す

一部の人が引越す

あなたのみが引越しますか

あなたのみが引越す

これまでの住所から引越す日を選択してください

これまでの住所から引越す日

2021年

3月 21日

現時点の予定日で問題ありません
予定日を変更した場合は、改めてマイナンバーカードで申請しなおす必要はありません。

確認へ

2-1. 新しい住所の入力

1 2 3 4 5

新しい住所を入力してください

住所
例: 123 4567

郵便番号
例: 123 4567

郵便番号から住所を入力

都道府県
選択か入力してください

市区町村
選択か入力してください

町名
例: 駅前1丁目

番地以下
例: 2-3

建物名・部屋番号
例: ○○ハイズ 111号

施設に入居するための引越である

住所がわからない

入力内容を確認する

3. 関連手続情報の選択

1 2 3 4 5

引越すかたの関連手続の情報を選択してください

引越しに関連する手続をご案内します。不明な項目があれば、「わからない項目がある」を選択してください。
※なお申請した内容に誤りがあった場合も、マイナンバーカード上で修正する必要はありません。新しい住所の自治体窓口で引越し手続を行う際に相談してください。

選択でお困りのかた

- 介護保険の要介護・要支援認定を受けたい人がある
- 児童手当の受給者の職業は公務員である
- 国民健康保険に加入している子どもが単身で移住のために引越す
- 転職等により新たに国民健康保険に加入する人がいる
- 転職等により新たに国民年金に加入する人がいる
- 犬を連れて引越す
- 125cc以下のバイクをもって引越す
- 新しい自治体で印鑑登録を行う

職の印鑑登録をしますか

- 新しい住所の自治体に引越し手続きに行く人への印鑑登録
- 新しい住所の自治体に引越し手続きに行く人以外の人も印鑑登録

- 障がい者手帳を持っている人がいる
- ひりこ親家庭である
- 妊婦で自治体から検診等の助産者・補助等を受けている人がいる
- わからない項目がある

確認する

いずれも該当しない

4. 来庁連絡情報の選択・入力

1 2 3 4 5

新しい住所の自治体への来庁予定を入力してください

福岡市役所 (本庁舎・出張所のいずれか)
引越した日から14日以内に来庁して手続する必要があります。自治体による準備の目安として、来庁予定を教えてください。

来庁予定役所
渋谷区役所 (本庁舎)

来庁予定日
2021年 3月 21日

窓口受付中であることをご確認ください
・役所・施設ごとに開庁・窓口受付スケジュールは異なります。来庁予定日が窓口受付中であることを確認してください。
・予約ではありません。混雑状況によりお待ちいただく場合がありますので、余裕をもって来庁してください。

緊急連絡先を入力してください

入力内容に不備などがある場合、各自治体からご連絡場合があります。日中に連絡のとれる電話番号を入力してください。

例: 090 1234 5678

次へ

5. 入力内容確認 各種案内の表示

1 2 3 4 5

新しい住所の自治体窓口に必要な手続があります

渋谷区での手続

開 来庁予定日
2021年03月21日 (金)

手続可能期間
引越し日から14日以内

※ 来庁予定日は目安です。予定日に来庁できなかった場合でも、期間内に来庁して手続してください。

来庁先
渋谷区役所 (本庁舎)

※ 出張所を含むいずれかの引越し手続窓口でも手続できます

窓口での手続例

- 転居届
- マイナンバーカードの住所変更
- 介護保険資格自動届

もちもの例

- 転居するかた全員のマイナンバーカード
- 窓口に行くかたの本人確認書類

※ 引越すかた以外が手続する場合は、代理人による手続になるため、委任状等が必要となる場合がございます。

※ 上記の手続例以外にも手続が必要な場合があります。詳細は、次画面の「引越し手続(まとめ)」をご確認いただき詳細を調べていただくか、自治体にお問い合わせください。

メールを送信 カレンダーへ登録

次へ

修正する

6. 電子署名

1 2 3 STEP 4 5

電子署名付与

マイナンバーカードを使い電子署名を行います。

PCをご利用の場合

ICカードリーダーまたはPCに接続して、マイナンバーカードをセット後に「電子署名を付与する」を押してください。

スマートフォンをご利用の場合

マイナンバーカードを画面にかざして「電子署名を付与する」を押してください。その後、画面表示に従って署名用電子証明書期限番号を入力してください。

署名用電子証明書期限番号とは

署名用電子証明書期限番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った時に有効期限が設定された署名用電子証明書の期限番号(パスワード)です。5回間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

電子署名をして送信する

電子署名の付与

マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワードを入力してください

英数字6~16桁

次へ

パスワード入力

上の図のように、iPhoneの上段をマイナンバーカードの中央に置き、読み取り開始ボタンを押してください

読み取り開始

※ 各署名の後は、カードが戻されない場合があります

引越しワンストップアプリケーション 申請イメージ (一部世帯＋世帯主＋複数人での転出届・転入予約) (1/2)

- 1-1. 現住所・氏名の入力 (マイナンバーカード券面読取)
- 1-2. 現住所から引越す対象者、引越す日を選択
- 1-3. 現住所に残る世帯主、世帯員の続柄を入力
- 2-1. 新しい住所の入力
- 2-2. 新住所での世帯主、世帯員の続柄を入力
3. 関連手続情報の選択
4. 来庁連絡情報の選択、入力
5. 入力内容確認、各種案内画面の表示
6. 電子署名

※青字：単身の申請と変更のある画面

1-1 現住所・氏名等の入力

マイナポータル
ログイン中

トップ / 引越し手続

1-1 これまでの住所や引越すかたなどの情報

1 2 3 4 5

あなたの姓名、これまでの住所が正しいことを確認してください

姓名
山田 太郎

郵便番号
123-4567

住所
東京都渋谷区渋谷北町 1-2-3 日本マンション 401

次へ

間違っている

ページTOPへ

1-2 現住所から引越す対象者、引越す日を選択

マイナポータル
ログイン中

トップ / 引越し手続

1-2 これまでの住所や引越すかたなどの情報

1 2 3 4 5

これまでの住所から引越すかたを選択してください

ⓘ 代理人は申請できません
あなたご自身および住民票上で同一世帯人のかたの申請ができます。別居されているかたの代理人による申請はできません。

住民票に名前がある人全員が引越しますか

全員が引越す

一部の人が引越す

あなたのみが引越しますか

あなたのみが引越す

あなたを含む一部の人が引越す

あなた以外の人 が引越す

これまでの住所の世帯主は引越しますか

世帯主が引越す

世帯主は引越さない

何人で引越しますか (あなた以外)

数字のみ

2 人

引越すかたの情報を入力する

確認へ

ページTOPへ

マイナポータル
ログイン中

トップ / 引越し手続

引越すかたについて教えてください

1人目の同一世帯人 (あなた以外)

姓名
姓
例: 山田

名
例: 花子

姓名カナ
セイ
例: ヤマダ

メイ
例: ハナコ

年齢
[] 歳

引越すかたの情報を入力する

マイナポータル
ログイン中

トップ / 引越し手続

2人目の同一世帯人 (あなた以外)

姓名
姓
例: 山田

名
例: 花子

姓名カナ
セイ
例: ヤマダ

メイ
例: ハナコ

年齢
[] 歳

確認へ

ページTOPへ

これまでの住所から引越す日を選択してください

これまでの住所から引越す日

2021年

3月 21日

✓ 現時点の予定日で問題ありません
予定日を変更した場合も、改めてマイナポータルで申請しなおす必要はありません。

確認へ

ページTOPへ

引越しワンストップアプリケーション 申請イメージ (一部世帯＋世帯主＋複数人での転出届・転入予約) (2/2)

- 1-1. 現住所・氏名の入力 (マイナンバーカード券面読取)
- 1-2. 現住所から引越す対象者、引越す日を選択
- 1-3. 現住所に残る世帯主、世帯員の続柄を入力
- 2-1. 新しい住所の入力
- 2-2. 新住所での世帯主、世帯員の続柄を入力
3. 関連手続情報の選択
4. 来庁連絡情報の選択、入力
5. 入力内容確認、各種案内画面の表示
6. 電子署名

※青字：単身の申請と変更のある画面

1-3 現住所に残る世帯主、世帯員の続柄を入力

1 2 3 4 5

これまでの住所に残るかたを入力してください

新たにこれまでの住所で世帯主になるかた

姓
例：山田

名
例：一郎

姓名カナ
セイ
例：ヤマダ
メイ
例：イチロウ

これまでの住所に残る方を追加 ⊕

確認へ ▶

2-1 新しい住所の入力

1 2 3 4 5

新しい住所を入力してください

住所
郵便番号
例：123 4567
郵便番号から住所を入力

都道府県
選択か入力してください ▼

市区町村
選択か入力してください ▼

町名
例：東町1丁目

番地以下
例：2-3

建物名・部屋番号
例：○○ハイツ 111号

※引越先で介護保険施設や特定施設、養護老人ホームなどに入居する場合はチェックしてください。

施設に入居するための引越しである

住所がわからない

2-2 新住所での世帯主、世帯員の続柄を入力

新しい住所の世帯主、世帯主からみた関係 (続柄) を入力してください

新しい住所の世帯主

山田 太郎 (あなた)

山田 花子

山田 一郎

山田 次郎

その他

世帯主の姓名
姓
山田
名
三郎

世帯主からみた関係 (続柄)

山田 太郎 (あなた)

父 ▼

山田 花子

祖母 ▼

山田 一郎

兄 ▼

山田 次郎

曾祖父 ▼

入力内容を確認する ▶

3. 関連手続情報の選択以降、単身との変更なし

1 2 3 4 5

引越すかたの関連手続の情報を選択してください

引越しに際する手続をご案内します。不明な項目があれば、「わからない項目がある」を選択してください。

※なお申請した内容に誤りがあった場合も、マイナンバーカード上で修正する必要はありません。新しい住所の自治体窓口で引越し手続を行う際に相談してください。

選択してお困りのかた

介護保険の要介護・要支援認定を受けている人がいる

児童手当の受給者の職業は公務員である

国民健康保険に加入している子どもが専業主婦のために引越す

転職等により新たに国民健康保険に加入する人がいる

転職等により新たに国民年金に加入する人がいる

犬を連れて引越す

125cc以下のバイクをもって引越す

新しい自治体で印鑑登録を行う

誰の印鑑登録をしますか

新しい住所の自治体に引越し手続きに行く人のみ印鑑登録

新しい住所の自治体に引越し手続きに行く人以外の人も含む印鑑登録

障がい者手帳を持っている人がいる

わからない項目がある

ひどく経済困難である

妊婦で自治体から妊婦等の助産費・補助金を受けている人がいる

確認する ▶

いずれも該当しない ▶

引越しワンストップアプリケーション 申請画面の改良案

図・イラストを利用することで、住民がさらに回答しやすくなるUIになるように設計中

1-2. 現住所から引越す対象者、引越す日を選択



転出届に含まれるデータ項目一覧

現時点の案であり、マイナポータル
改修と合わせて最終化を行う

- 転出届には、以下の図の通りの情報項目を記載する
- 項番14～15は世帯変更届が必要な場合のみ、住民が申請上で入力し、転出届にも記載反映を行う

項番	枝番	申請者/ 異動者	項目名	内容	データ型	住民記載事項		システム処理	自治体情報 申請後記載	必要根拠	備考
						MNC読取	手動記入				
0		申請者	申請紐付番号		数字			○		転入予約との紐付	
1		申請者	届出人連絡先	電話番号	数字		○			転出地対応	マイナポータル申請画面上の緊急連絡先
2		申請者	氏名		文字列	○				法 第24条	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
3		申請者	住所 従前		文字列	○				住記照合	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
4	1	申請者	住所 新住所 郵便番号		数字		○			住記登録	
	2	申請者	住所 新住所		文字列		○			法 第24条	
5		申請者	住所 新住所 施設フラグ	有/* (無)	文字列		○			転出地対応	国民健康保険法第116条の2該当の場合、チェック
6		申請者	届出日		日付			○		令 第26条	自動(システム処理)記入
7		申請者	異動予定年月日		日付			○		法 第24条	
8		申請者	性別	男/女	文字列	○				住記照合	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
9		申請者	生年月日		日付	○				住記照合	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
10		申請者	個人番号		数字	○				住記照合	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
11		申請者	国民健康保険 マル学フラグ	有/* (無)	文字列		○			転出地対応	国民健康保険法第116条該当の場合、チェック
12		-	引越する人数		数字		○			住記照合	申請者の世帯誤認判別
13	1	-	引越しパターン	世帯全部/世帯一部	文字列		○			住記照合	申請画面上で選択したパターンに応じ、世帯全部、世帯一部のどちらかを反映 ※シート名:引越しパターンを参照
	2	-	従前の世帯での世帯主変更の有無	有/* (無)	文字列		○			世帯変更の検知	申請画面上で選択したパターンに応じ、有無を反映 ※シート名:引越しパターンを参照
14	1	-	従前の住所に残る世帯人数		数字		※			住記登録	世帯主を含む世帯の一部のみが転出する場合に入力
	2	-	従前の住所での新しい世帯主氏名		文字列		※			法 第8条	世帯主を含む世帯の一部のみが転出する場合に入力
15	1	-	従前の住所に残る世帯員氏名		文字列		※			法 第8条	世帯主を含む世帯の一部のみが転出する場合に入力
	2	-	従前の住所での新しい世帯主から見た続柄		文字列		※			法 第8条	世帯主を含む世帯の一部のみが転出場合に入力
16		異動者	氏名		文字列		○			住記照合	申請者が引越し者の場合は申請者を含み、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
17		異動者	フリガナ		文字列		○			住記照合	申請者が引越し者の場合でもフリガナは券面事項入力補助APより読み取れないため含まない、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
18		異動者	生年月日		日付		○			住記照合	申請者が引越し者の場合は申請者を含み、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
19		異動者	国民健康保険	有/* (無)	文字列			○		法 第28条	
20		異動者	後期高齢者	有/* (無)	文字列			○		法 第28条の2	
21		異動者	介護保険	有/* (無)	文字列			○		法 第28条の3	
22		異動者	児童手当	有/* (無)	文字列			○		法 第29条の2	
23		異動者	国民年金区分	1号/任	文字列			○		法 第29条	
24		異動者	基礎年金番号		数字			○		法 第29条	
25		申請者	転出届記載情報提供同意チェック	チェックボックス(ON)	文字列			○		本人同意取得	以下文言を帳票上でチェックボックス形式で表示、チェックボックスはデフォルトでON 上記の情報を事前に旧住所地の市町村から新住所地市町村に提供することを同意します。

※1 住民基本台帳法 第二十四条 (転出届)

転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

※2 住民基本台帳法 第二十五条 (世帯変更届)

第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、

その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者(政令で定める者を除く。)は、

その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

住民基本台帳法施行令 第二十五条 (世帯変更届を要しない者)

法第二十五条に規定する政令で定める者は、

世帯主以外のその世帯に属する者が一人になつた場合におけるその者とする。

【凡例】

○…入力**必須**のデータ項目

△…入力**任意**のデータ項目

黄色塗りつぶし…異動者毎に繰り返しで申請画面上で入力を求める項目

転入予約情報に含まれるデータ項目一覧

現時点の案であり、マイナポータル改修と合わせて最終化を行う

- 現地検証結果を踏まえ、転入自治体での事前準備や来庁者への案内準備にあたり、必要な情報項目を再検討した結果は以下の通り
- 特定個人情報に該当する個人番号について、現状の番号法※の法的根拠、解釈から除外とした(※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律：第十九条、第二十条)

【凡例】
 ○…入力**必須**のデータ項目
 △…入力**任意**のデータ項目
 黄色塗りつぶし…異動者毎に繰り返しで申請画面上で入力を求める項目

項番	枝番	申請者/ 異動者	項目名	内容	データ型	住民記載事項		システム処理	必要根拠	備考
						MNC読取	手動記入			
0		申請者	申請紐付番号		数字			○	転出届との紐付	マイナポータルにて自動付番
1		申請者	届出人連絡先	電話番号	数字		○		来庁受準備	ヒアリング事項発生時や緊急連絡先として利用
2		申請者	氏名		文字列	○			関連課準備	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
3		申請者	氏名_新しい世帯主氏名		文字列		○		世帯変更の検知	世帯一部引越しの場合に記載 ※シート名:引越しパターンを参照
4		申請者	住所_従前		文字列	○			関連課準備	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
5	1	申請者	住所_新住所_郵便番号		数字		○		関連課準備	申請時に手動記入
6	2	申請者	住所_新住所		文字列		○		関連課準備	申請時に手動記入
7		申請者	住所_新住所_施設フラグ		文字列		○		関連課準備	
8		申請者	届出日		日付			○	関連課準備	自動(システム処理)記入
9		申請者	異動予定年月日		日付		○		来庁受準備	申請時に手動記入
10		申請者	性別	男/女	文字列	○			関連課準備参照	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
11		申請者	生年月日		日付	○			関連課準備参照	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
11	1	—	引越する人数		数字		○		世帯誤認判別	
12	2	—	引越しパターン	世帯全部/世帯一部	文字列		○		世帯変更の検知	申請画面上で選択したパターンに応じ、世帯全部、世帯一部のどちらかを反映 ※シート名:引越しパターンを参照
12	1	異動者	氏名		文字列		○		関連課準備参照	申請者が引越し者の場合は申請者を含み、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
12	2	異動者	フリガナ		文字列		○		関連課準備参照	申請者が引越し者の場合でもフリガナは券面事項入力補助APより読み取れないため含まない、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
13	3	異動者	生年月日		日付		○		関連課準備参照	申請者が引越し者の場合は申請者を含み、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
14		異動者	新しい世帯主との続柄		文字列		○		世帯変更の検知	複数の可能性あり、全部引越しの場合は空欄
15		異動者	来庁予定日		日付		○		来庁受準備	
16		異動者	来庁場所	自治体が設定を依頼した文字列	文字列		○		来庁受準備	各自治体がマスタ設定を依頼した文字列を選択肢で申請画面上に表示させる(例:本庁、○○支所、△△出張所)
17	1	異動者	国民健康保険_転入地での加入希望者	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
18	2	異動者	国民健康保険_施設入居	有/無	文字列			△	関連課準備	項番6がON、および16.1が有の時、有
19		異動者	国民健康保険_マル学フラグ	有/無	文字列		○		関連課準備	任意ヒアリング項目
20	1	異動者	後期高齢者_住所地特例	有/無	文字列			△	関連課準備	異動者の生年月日(項番12.3、一番年齢が高い人)が条件一致、および項番6がONの時、有り
21	1	異動者	介護保険_要介護・要支援認定	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
22	2	異動者	介護保険_住所地特例	有/無	文字列			△	関連課準備	項番6がON、および19.1が有の時、有
23	1	異動者	児童手当_受給者が公務員	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
24		異動者	国民年金_転入地での新規加入希望者	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
25	2	異動者	印鑑登録_希望有無	有/無	文字列			△	関連課準備	任意ヒアリング項目
26	2	異動者	印鑑登録_手続き者の対象	来庁者のみ/来庁者以外も含む	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
27		異動者	犬の引越し意思表示	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
28		異動者	原動機付自転車の引越し意思表示	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
29		異動者	障害者手帳	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
30		異動者	小中学校転校	有/無	文字列			△	関連課準備	申請時に入力した生年月日により判定
31		異動者	未就学児童	有/無	文字列			△	関連課準備	申請時に入力した生年月日により判定
32		異動者	ひとり親	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
33		異動者	妊婦検診票・補助	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目
34		異動者	わからない項目がある	有/無	文字列		△		関連課準備	任意ヒアリング項目

転居予約情報に含まれるデータ項目一覧

現時点の案であり、マイナポータル
改修と合わせて最終化を行う

- 現地検証結果を踏まえ、転居自治体での事前準備や来庁者への案内準備にあたり、必要な情報項目を再検討した結果は以下の通り

【凡例】
○…入力**必須**のデータ項目
△…入力**任意**のデータ項目
黄色塗りつぶし…異動者毎に繰り返しで申請画面上で入力を求める項目

項番	枝番	申請者/ 異動者	項目名	内容	データ型	住民記載事項		システム処理	必要根拠	備考
						MNC読取	手動記入			
1		申請者	届出人連絡先	電話番号	数字		○		来庁受準備	ヒアリング事項発生時や緊急連絡先として利用
2		申請者	氏名		文字列	○			関連課準備	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
3		申請者	氏名_新しい世帯主氏名		文字列		○		世帯変更の検知	世帯一部引越しの場合に記載 ※シート名:引越しパターンを参照
4		申請者	住所_従前		文字列	○			関連課準備	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
5	1	申請者	住所_新住所_郵便番号		数字		○		関連課準備	申請時に手動記入
2		申請者	住所_新住所		文字列		○		関連課準備	申請時に手動記入
6		申請者	住所_新住所_施設フラグ		文字列		○		関連課準備	
7		申請者	届出日		日付			○	関連課準備	自動(システム処理)記入
8		申請者	異動予定年月日		日付			○	来庁受準備	申請時手動記入
9		申請者	性別	男/女	文字列	○			関連課準備参照	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
10		申請者	生年月日		日付		○		関連課準備参照	申請時にマイナンバーカードの券面事項入力補助APより取得
11	1	—	引越する人数		数字			○	世帯誤認判別	
2	—	—	引越しパターン	世帯全部/世帯一部	文字列			○	世帯変更の検知	申請画面上で選択したパターンに応じ、世帯全部、世帯一部のどちらかを反映 ※シート名:引越しパターンを参照
3	—	—	従前の世帯での世帯主変更の有無	有/* (無)	文字列			○	世帯変更の検知	申請画面上で選択したパターンに応じ、有無を反映 ※シート名:引越しパターンを参照
12	1	—	従前の住所に残る世帯人数		数字		※		住記登録	世帯主を含む世帯の一部のみが転出する場合に入力
2	—	—	従前の住所での新しい世帯主氏名		文字列		※		世帯変更の検知	世帯主を含む世帯の一部のみが転出する場合に入力
13	1	—	従前の住所に残る世帯員氏名		文字列		※		世帯変更の検知	世帯主を含む世帯の一部のみが転出する場合に入力
2	—	—	従前の住所での新しい世帯主から見た続柄		文字列		※		世帯変更の検知	世帯主を含む世帯の一部のみが転出する場合に入力
14	1	異動者	氏名		文字列		○		関連課準備参照	申請者が引越し者の場合は申請者を含み、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
2	異動者	フリガナ			文字列		○		関連課準備参照	申請者が引越し者の場合でもフリガナは券面事項入力補助APより読み取れないため含まない、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
3	異動者	生年月日			日付		○		関連課準備参照	申請者が引越し者の場合は申請者を含み、申請者が引越者でない場合は申請者を含まない
15	異動者	新しい世帯主との続柄			文字列		○		世帯変更の検知	複数の可能性あり、全部引越しの場合は空欄
16	異動者	来庁予定日			日付			○	来庁受準備	
17	異動者	来庁場所	自治体が設定を依頼した文字列		文字列		○		来庁受準備	各自治体がマスタ設定を依頼した文字列を選択肢で申請画面上に表示させる (例:本庁、○○支所、△△出張所)
18	1	異動者	国民健康保険加入希望者	有/無	文字列			△	関連課準備	任意ヒアリング項目
19	1	異動者	児童手当受給者が公務員	有/無	文字列			△	関連課準備	任意ヒアリング項目
20	異動者	国民年金新規加入希望者	有/無		文字列			△	関連課準備	任意ヒアリング項目
21	異動者	わからない項目がある	有/無		文字列			△	関連課準備	任意ヒアリング項目

転出証明書情報に含まれるデータ項目一覧

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

転出証明書 【再交付】

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
転出前の世帯主	住民 太郎		

1	氏名	住民 太郎	個人番号	1234 5678 9012
	旧氏	【空欄】	住民票コード	1234 5678 901
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1	生年月日	昭和50年1月1日
	***	***	性別	男
2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	個人番号	1234 5678 9013
	通称	住民 花子	住民票コード	1234 5678 902
	国籍・地域	マレーシア	生年月日	平成25年2月2日
	法第30条の45区分 在留期間満了日	中長期在留者 2022年1月1日	性別	女
3	氏名	住民 一郎	個人番号	1234 5678 9014
	旧氏	【空欄】	住民票コード	1234 5678 903
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1	生年月日	平成24年1月1日
	***	***	性別	男
4	氏名	【以下空白】	個人番号	
	旧氏		住民票コード	
	本籍		生年月日	
	***	***	性別	

・資格情報は世帯全員分をまとめて記載。
【理由】1葉になるべく多くの人数を記載するため。

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険	個人番号カード 又は住基カード
		基礎年金番号	種別				
1	普通世帯主	1234 5678 90	任意	資格なし	資格なし	資格なし	あり
2	資格なし		不明	資格なし	資格なし	資格なし	なし
3	資格なし		該当なし	資格あり	資格なし	資格なし	あり
4							

・「国民健康保険資格」には、「資格なし」、「普通世帯主」、「疑似世帯主」又は「世帯員」を入力。

・「国民年金」の「種別」は、「該当なし」、「強制」、「任意」又は「不明」を入力。

・「児童手当」、「介護保険」及び「後期高齢者医療保険」は、「資格あり」又は「資格なし」を入力。

・「個人番号カード又は住基カード」は、「あり」又は「なし」を入力。
・「個人番号カード又は住基カード」の項目は法上の記載項目ではないが、記載する。
【理由】カード情報の変更の案内を確実にするため、必要という自治体のニーズがあったため。

・再交付の場合は、右上に「再交付」と印字できるようにする。
【理由】転出証明書は、転出（予定）日を迎え住民票が消除されるまでは、紛失等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別するため。

・住所を定めた年月日は住基法上の記載事項となっていないが、項目として記載する。
【理由】過誤・悪意の届出を転入処理が完了する前に判別する上で、自治体からのニーズが高いため。

・レイアウト作成上CSから出力される転出確認証明書を参考としているが、性別や法第30条の45に規定する区分等については、位置を変更
【理由】3情報が離れないことや、論理的に情報が並ぶ順番を考慮しつつも、スペースを効率的に使うため。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。氏名欄は全角48文字、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角とし、半角96文字以上とする。
【理由】分科会において、人口100万人規模の都市でもこの桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとの議論があったことから、このとおりとする。

○転出証明書情報のデータ項目一覧

住民記録システム標準仕様書2.0版
p.330 参照

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04_02000097.html

関連手続のヒアリング画面イメージ

- 生年月日や住所は別画面でヒアリングし、それを条件に注意喚起の画面で情報提供する
- 自身の状況をYES/NOで回答できる難易度の設問に限定し、それ以上の設問は、窓口での転入届提出時の職員による聞き取りに委ねる

画面イメージ

マイナポータル
ログイン中

トップ / 引越し手続

3-1 引越し関連手続の情報

1 2 3 4 5

引越すかたの関連手続の情報を
選択してください

引越しに関連する手続をご案内します。
不明な項目があれば、「わからない項目がある」も選択してください。

※ なお申請した内容に誤りがあった場合も、マイナポータル上で修正する必要はありません。新しい住所の自治体窓口で引越し手続を行う際に相談してください。

◎ 選択してお困りのかた

- 介護保険の要介護・要支援認定を受けている人がいる
- 児童手当の受給者の職業は公務員である

- 国民健康保険に加入している子どもが単身で修学のために引越す
- 障がい者手帳を持っている人がいる
- 転居等により新たに国民健康保険に加入する人がいる
- ひとり親家庭である
- 転居等により新たに国民年金に加入する人がいる
- 妊婦で自治体から検診等の助成券・補助等を受けている人がいる
- わからない項目がある
- 犬を連れて引越す
- 125cc以下のバイクをもって
- 新しい自治体で印鑑登録を行う

確認する

いずれも該当しない

ページTOPへ

内閣府
個人情報保護 利用規約
動作環境 アクセシビリティ

2021 Cabinet Office, Government of Japan.

マイナポータル
ログイン中

トップ / 引越し手続

4-2 自治体への来庁連絡/手続案内

1 2 3 4 5

これまでの住所/新しい住所の自治体に必要な手続があります

渋谷区での手続

④ 手続き可能期間
引越し日まで

※ 新しい住所の自治体の手続に必要な手続もありませんので、引越し日までに必ず手続してください。

届出先
渋谷区役所
引越し手続窓口または郵送

転出自治体での手続例

- 国民健康保険の遠隔地保険証の申請
- 後期高齢者医療の住所地特例の申請
- 児童手当の申請

※ 上記の手続以外も手続が必要な場合があります。詳細は、次画面の「引越し手続(まとめ)」をご確認いただき詳細を調べていただくか、自治体にお問い合わせください。

福岡市での手続

来庁予定日
2021年03月21日(金)

④ 手続き可能期間
引越し日から14日以内

※ 来庁予定日は目安です。予定日に来庁できなかった場合でも、期間内に来庁して手続してください。

届出先
福岡市役所(本庁舎)

※ 出張所を含むいずれかの引越し手続窓口でも手続できます。

窓口での手続例

- 転入届
- マイナンバーカードの住所変更
- 要介護・要支援認定に関する申請

もちもの例

- 転入するかたの全員のマイナンバーカード
- 窓口にくるかたの本人確認書類
- 介護保険受給資格証明書、医療保険(健康保険)の被保険者証(40歳以上65歳未満の人のみ)

※ 引越すかた以外が手続する場合は、代理人による手続になるため、委任状等が必要となる場合がございます。

※ 上記の手続以外も手続が必要な場合があります。詳細は、次画面の「引越し手続(まとめ)」をご確認いただき詳細を調べていただくか、自治体にお問い合わせください。

引越し者の生年月日、施設入居については別の画面でのヒアリングとなり、この画面ではヒアリングしない

転入先で新規加入する手続の対象者など、住民申告で不確定さが残る情報は申請時には聞かず、転入届提出時の職員による聞き取りで確認する

ヒアリング結果及び生年月日、施設フラグより、手続及び持ちものを案内し、引越し者の自覚を促す

関連手続の情報の出力範囲及び確認方法(1/2)

- 住民からヒアリングした情報のうち、転出証明書情報により転入地に資格情報を通知することとしている関連制度に関する情報については、転出証明書情報に含まれない項目のみ転入予約情報として出力する
- 転出地で必要となる情報は転出届にも記載する

関連手続		出力範囲			確認方法		
		住民	自治体		ヒアリング	生年月日	施設フラグ
		手続案内	転出届	転入予約情報			
介護保険	介護保険資格	○				○	
	要介護・要支援認定	○		○	○		
	住所地特例	○	○	○			○
児童手当	支援対象者	○				○	
	受給者が公務員	○		○	○		
国民健康保険	マル学（遠隔地保険証）	○	○	○	○		
	施設入居（遠隔地保険証）	○	○	○			○
	転入地での加入者がいる	○		○	○		
後期高齢者医療	後期高齢者医療資格	○				○	
	住所地特例	○	○	○			○
国民年金	転入地での加入者がいる	○		○	○		

関連手続の情報の出力範囲及び確認方法(2/2)

- 転出証明書情報に含まれず、情報提供ネットワークシステムでのバックオフィス連携も不可能な項目のうち、転入時に該当者に対して適切な対応が必要となる「障がい者手帳」、「小中学校転校」、「保育園・認定こども園」、「ひとり親」、「妊婦検診票・補助」については、住民への手続案内に加え、転入予約情報として転入自治体に連携する

関連手続	出力範囲			確認方法		
	住民	自治体		ヒアリング	生年月日	施設フラグ
	手続き案内	転出届	転入予約情報			
犬登録	○		○	○		
原付バイク	○		○	○		
印鑑登録	○		○	○		
障がい者手帳	○		○	○		
小中学校転校	○		○		○	
保育園・認定こども園	○		○		○	
ひとり親	○		○	○		
妊婦検診票・補助	○		○	○		

今後のスケジュール

	2022年			2023年
	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
イベント／ マイルストーン	▼5月 自治体 公募 民間ポータル 事業者公募	▼6月 第一回 検討会	▼7月 UIUX検証	▼11月 第二回 検討会
			▼12月 現地検証	▼1月 都道府県 説明会
				▼2月(仮) サービス開始
引越しワンストップ アプリケーション開発 (デジタル庁)	要件定義・基本設計		詳細設計・開発・テスト	
オンラインによる 転出届・転入（転居）予約 の実現支援（デジタル庁）	運用方法の具体化 自治体向けガイドラインの作成			現地検証 (自治体業務 運用確認)
政省令・事務処理 要領等の整備（総務省）	政省令（施行日政令等）の公布 事務処理要領等の検討・発出			
住記システム改修・申請管 理システム導入（自治体）	システム改修			
民間ポータル開発	要件定義・基本設計	詳細設計・開発・テスト ※12月の現地検証にも参加		試験導入・ 受入テスト

参考資料

(申請取消業務要件)

適正な業務執行のためには転出届の取り消しを行えるようにする必要がある

現行業務及び標準仕様書の仕様

処理	現在の運用	標準仕様書の記載
(1) 転出届の取消	<ul style="list-style-type: none"> 届出期間：中止の決定後なるべく早く 届出人：本人または世帯員、代理人 提出物：転出証明書、本人確認書類 住記システム上は異動履歴を残す処理とする 	<ul style="list-style-type: none"> 取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱う 取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴データとして保持する
(2) 転出届の補正	<ul style="list-style-type: none"> 住記システム上は異動履歴を残さない軽微な修正（メンテナンス）と、異動履歴を残すレベルの修正の双方あり 内容によっては住民票は改製される 	<ul style="list-style-type: none"> 申出を受けて職権記載等を行う場合、システム上、申出を受けて行ったことがわかるようにすること。 申出を受けて職権記載等を行う場合、申出日を入力できること。
(3) 過去の転出届データを用いた転出届作成	<ul style="list-style-type: none"> （紙運用においては実施なし） 	<ul style="list-style-type: none"> （規定なし）

マイナポータルLOSS申請への要求事項

<ul style="list-style-type: none"> 引越者が転出届に紐付けて取消の届出ができる（優先度高）
<ul style="list-style-type: none"> 転出自治体が引越者に転出届に対して差戻ができる（優先度高） 転出自治体が転出届の内容を職権訂正をして受理する（優先度高）
<ul style="list-style-type: none"> 引越者が過去の転出届のデータを使って再度転出届を提出できる（優先度低）

(*）住民基本台帳法、事務処理要領への記載はなく、自治業務として自治体ごとに独自運用が許容されている

現行のぴったりサービスの仕様を踏まえ、取消届出機能の実装を行う方針とする

業務	ぴったりサービスの仕様	改修方針
(0)全般	<ul style="list-style-type: none"> API経由の申請は申請処理状況機能が利用できない ステータスは自治体が手動で自由に設定できる 	<ul style="list-style-type: none"> 仮名の連携ができるように改修する
(1)転出届の取消	<ul style="list-style-type: none"> 複数の申請を紐づけて管理する機能はない 取消機能はない 	<ul style="list-style-type: none"> 開示側で識別IDを発行し、ぴったり側でそれを使って紐づけ、転出届の取消申請をすることで、転入予約の取消申請も行われるようにする 転出届提出後、30日以内のみ届出可能とする (P) ※転出予定日から30日を過ぎての取消だと、法令上個人番号カードが失効するため 取消手続きをぴったりに登録し、当該手続きが申請されたときに紐づく元申請を取消として処理するようにする 手続きの標準化を行い、運用作業で一括登録できるようにする
(2)転出届の補正	<ul style="list-style-type: none"> 不受理を表すステータスとして「再申請」がある 	<ul style="list-style-type: none"> (3)の状況により、同一申請をつかって再度申請をする機能はフェーズ1では実装しない
(3)過去の転出届データを用いた転出届作成	<ul style="list-style-type: none"> 申請管理システムで管理している過去の申請を提供するAPIは存在しない。 ⇒ローカルにデータダウンロードはできる ⇒申請入力支援機能があり、そこに本人用ストレージ（ラムダ）があり、申請履歴を保存できる（現在は4情報+メールアドレス） 	<ul style="list-style-type: none"> 案1：ローカルデータを開示側で読み込むUIの実装 案2：仮名で本人を特定し、そこからデータを読み取るAPIを作成する ⇒ユースケースとして発生頻度は多くない+案1はUXが非現実的、案2は開発工数多いので、フェーズ1では実装しない。今後、引越OSSに限らず(2)補正も含めた再申請として実装

転入先変更時に、転出届取消をせずに転入自治体に来訪しているケース（法制度上許容）においては、転出地、転入地におけるマイナポータルによる転出届・転入予約情報の取り扱いを変更しない運用とする。

転出届提出、取消申請、不正補正指示からの取消申請を可能とする

#	類型	優先度	ユースケース	申請提出時点の判断 (status)		申請に対する判断(status)		自治体による申請判断後の申請者のアクション	備考
				転出自 自治体	転入自 自治体	転出自 自治体	転入自 自治体		
1	正常系	高	転出届提出・受理	N/A	N/A	完了	完了	転入自治体への来訪・転出届提出	#7,#8がNGの場合は、再申請も#1で対応 転入自治体の「完了」ステータスは、CSから転出証明書情報が届いたタイミングでの変更が望ましい
2	正常系	高	転出届受理後の転出届取消申請	完了	完了	取下げ	取下げ	必要に応じて転出届提出（#7、#7が不可能な場合は#1）	
3	異常系	高	転出届提出・転出届不備補正指示	N/A	N/A	要再申請	完了	転出届取消申請(#4)	
4	異常系	中	転出届補正指示に基づく転出届取消申請	要再申請	完了	取下げ	取下げ	転出届提出（#7、が不可能な場合は#1）	引越者が#4を行わないケースも多発する可能性大であるため#8のユースケースの検討が必要 ただし、#8に記載の通り、行政事務的には実施が推奨されるが、実施されない場合においても転入自治体の事務に大きな支障はない (取消申請が行われないケースにおいても、補正後の転出届に基づく転入予約が届いたケースなどは、転入自治体の判断で、補正前の転入予約を取消にするとした運用を行う)

- 処理中 : 自治体が申請を受け付け、処理をしている状態
- 完了 : 申請が完了している状態
- 要再申請 : 不備などがあり、申請者による再申請が必要な状態
- 却下 : 自治体が申請を受理しない状態
- 取下げ : 申請者から取下げ依頼があり、申請を取り消した状態
- 提出済 : 申請処理状況登録機能の対象外（申請先自治体の本機能を利用していない場合）

重複提出の場合も対処可能とするが、参照再申請は実装対象外とする

#	類型	優先度	ユースケース	申請提出時点の判断 (status)		申請に対する判断(status)		自治体による申請判断後の申請者のアクション	備考
				転出自 自治体	転入自 自治体	転出自 自治体	転入自 自治体		
5	異常系	高	転出届の重複提出	N/A	N/A	却下	完了	転出届の重複提出時の転出届取消申請(#6)	明かな重複であることを転出自自治体が判断でき、職権により取消できる場合。 #6を不要にする（転出自自治体の取消情報を転入自治体に自動連携し、転入自治体のstatusを取消にする）のがUX的にはベストだが実装難易度は上がる。このユースケースにおいては、転入自治体に転出証明書情報が届かないことから、statusが取消にならずに完了のままでも転入自治体の処理には大きな影響がなく、#6が行われないことによる不都合がないことから、取消statusの連携見送る
6	異常系	中	転出届の重複提出時の転出届取消申請	却下	完了	取下げ	取下げ	(なし)	#5に記載の通り、行政事務的には実施が推奨されるが、実施されない場合においても転入自治体の事務に大きな支障はない（取消申請が行われないケースにおいても、一定期間転出証明書情報が届かないケースなどは、自治体の判断で、転出予約を取消にするといった運用を行う）
7	異常系	低	前回の転出届を参照しながらの転出届再提出（#2#4取消申請をした場合。前回届出のステータス）	取下げ	取下げ	取下げ	取下げ	転入自治体への来訪・転出届提出	参照機能が実装困難であるため、本ユースケースは対象外
8	異常系	低	前回の転出届を参照しながらの転出届再提出（#4取消申請をせず、#3に引き続き実施する場合。前回届出のステータス）	要再申請	完了	取下げ	取下げ	転入自治体への来訪・転出届提出	#7の通り、参照機能が実装困難であるため、本ユースケースは対象外 なお、ユーザの利便性を考えると、#4を必須にすべきではなく、#3の後#8を直接できるようにすべき。ただし、このユースケースにおいては、転入自治体に転出証明書情報が届かないことから、statusが取消にならずに完了のままでも転入自治体の処理には大きな影響がなく、#4が行われないことによる不都合が小さいことから、実装しないことは許容される。

転居の場合の取消は「転居予約」のみを対象とする

- 転居では、引越者は「転居届」のオンライン申請は行わず、「転居予約」のオンライン申請のみ行う
 - ✓ 引越し元⇒引越し先の情報連携は不要（同一自治体であるため）
 - ✓ 転居処理に窓口来訪のタイミングで処理が行われる

#	類型	優先度	ユースケース	申請提出時点の判断 (status)	申請に対する判断(status)	自治体による申請判断後の申請者のアクション	備考
1	正常系	高	転居予約提出・受理	N/A	完了	転居自治体への来訪・転居届提出	#5がNGの場合は、再申請も#1で対応
2	正常系	高	転居予約処理後の転居予約取消申請	完了	取下げ	必要に応じて転居届提出（#5、#5が不可能な場合は#1）	
3	異常系	高	転居届の重複提出	N/A	却下	転出届の重複提出時の転出届取消申請（#4）	明かな重複であることを転出自治体が判断でき、職権により取消できる場合。
4	異常系	中	転居届の重複提出時の転居届取消申請	却下	取下げ	(なし)	引越者が取り下げたいケース 却下のままでもOK
5	異常系	低	前回の転居届を参照しながらの転出届再提出（前回届出のステータス）	取下げ	取下げ	転居自治体への来訪・転居届提出	参照機能が実装困難であるため、本ユースケースは対象外

以下のユースケースは存在しない

- 転居予約提出・転居予約不備補正指示
- 転居予約補正指示に基づく転居予約取消申請
- 前回の転居予約を参照しながらの転居予約再提出（転居予約取消申請をせず、補正指示に引き続き実施する場合。前回届出のステータス）

参考資料

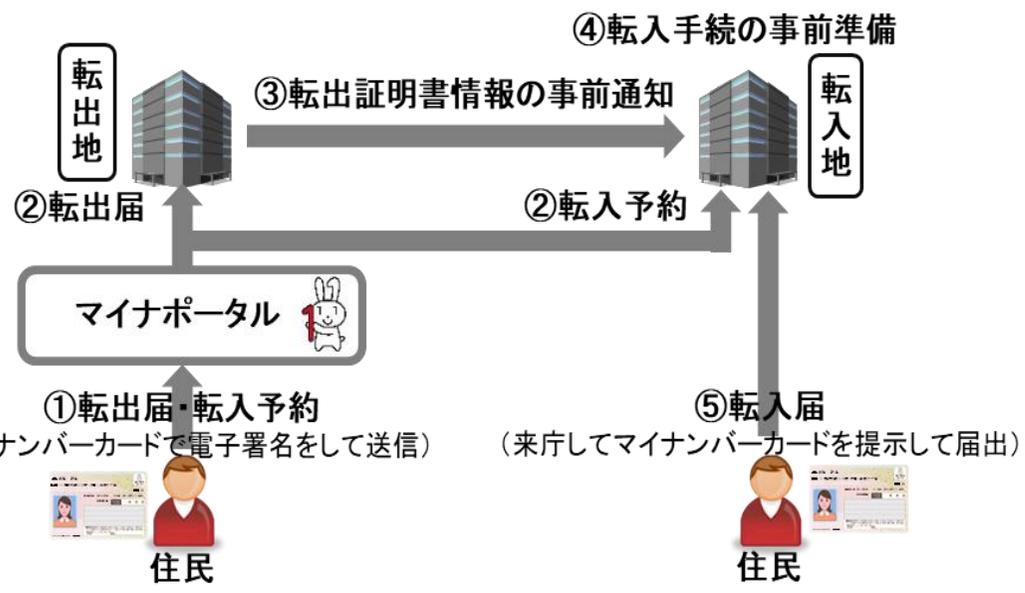
マイナンバーカード所有者の
転出届・転入（転居）予約のオンライン化の推進

マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化の推進

概要

令和4年度中に全自治体でマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入(転居)予約を可能に
マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の
転出・転入手続のワンストップ化を推進。

手続の流れ



■ 施策のスキーム

- ① マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで、転出届と転入予約を同時に行う。
- ② マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約が、それぞれ届く。
- ③ 転出地が、転入地に対し、**転出証明書情報**(氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先の予定年月日等)を通知。
- ④ 転入地が、転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、**転入手続の事前準備**を行う。
- ⑤ マイナンバーカード所有者が、予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。

■ 実施要件 (対象、補助率等)

- ・ 転出届の情報の取り込みや転入届にあらかじめ印字等を行えるよう、市区町村の**住民記録システムの改修**を推進
- ・ 補助率 **10/10** (社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限る。))

補助対象となる住民記録システムへの整備に係る以下の経費

1. システムの設計・開発に要する経費

（1）マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化のために直接的に必要となる機能の追加等に係る設計、開発、テスト等の一連の工程（設計書等のドキュメントの作成等を含む。）に要する役務費	
転出地	① マイナポータル等からされた転出届の情報を住民記録システムに取り込む機能の追加
	② 住民記録システムに取り込んだ転出届の情報を住民記録システム内の情報と突合するとともに、転出先住所が存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日は存在しない日付又は矛盾した日付となっていないか等のエラーチェックの上、必要に応じて修正し、管理する機能の追加
	③ 住民記録システムに取り込んだ転出届の情報の本登録にあたり、確認のため内部帳票を印刷する機能の追加
転出地及び転入地	④ 住民記録システムとCS間の転出証明書情報の連携に係る機能の改修
転入地	⑤ CSに通知された転出証明書情報をリアルタイムで住民記録システムに連携する機能の追加
	⑥ 住民記録システムに連携された転出証明書情報の一覧を画面上で確認する機能の追加
	⑦ 転入届がされることなく政令で定める期間が経過したとき、住民記録システムに連携された転出証明書情報を消去する機能の追加
	⑧ 住民記録システムから転出証明書情報を基に転入届に必要な情報をあらかじめ印字し、出力する機能の追加
（2）関連システムとの連携テストに要する役務費	
（3）住民記録システムとCSとを連携するためのシステムに、情報を搭載するための役務費（搭載するデータの整備に係るものを除く。）	

2. ソフトウェア購入に要する経費

マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に直接的に必要となるパッケージソフトウェア購入に要する経費（ライセンス費を含む。）

参考資料

(申請管理システム)

2/9 令和4年度末 主要31手続全自治体でのオンライン申請対応
都道府県向け説明資料（抜粋）

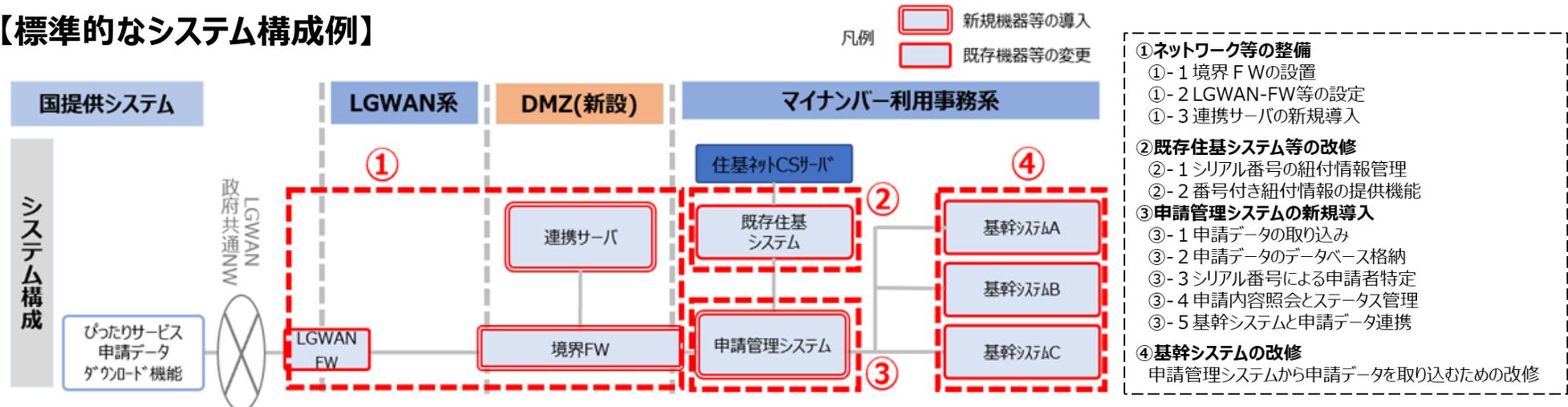
1. デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業）

- 子育て、介護等の特に国民の利便性向上に資する手続について、原則、全自治体で、マイナポータルと市区町村の基幹システムのエンドトゥエンドのオンライン接続を可能にするため、J-LISのデジタル基盤改革支援基金により、必要となる経費の1/2を支援。
 <主な対象経費> マイナポータルと基幹システムとの接続に当たっての連携サーバ・FWの設置、申請管理システムの導入、各業務システムとの連携等に係る費用
 <支援期間> 令和4年度まで

2. 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和3年9月30日公表）

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定（令和2年12月）によるマイナンバー利用事務系の分離の見直しを受け、申請データの連携プロセスを一元化でき、コストや効率の改善が期待される「申請管理システム」を構築すること等を踏まえた、自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続に係る標準仕様を提供。

【標準的なシステム構成例】



- 申請管理システムから基幹システムへのぴったりサービス申請データの連携方式は、以下の4方式から決定する。

方式の内容		基幹システムの改修の要否
方式1	申請内容照会画面からの転記	不要
方式2	RPA等簡易ツールの利用	不要

方式の内容		基幹システムの改修の要否
方式3	入力画面に取込機能実装	必要
方式4	一括取込機能の実装	必要